

青子推第797号

令和2年11月20日

在園児の保護者 各位

青梅市長 浜 中 啓



新型コロナウイルス感染症対策の御協力について（お願い）

日頃より、本市の保育行政に御理解、御協力を賜り誠にありがとうございます。

今月に入り、新型コロナウイルス感染者が全国的にも増加しております。これを受け、昨日、東京都の警戒レベルが最高レベルに引き上げられ、改めて今、一人ひとりの確実な感染症対策が求められております。

市内保育園では、国内における新型コロナウイルス感染症が確認されて以降、細心の注意を払いながら園内の感染症対策を図り、子どもたちの安全を第一に、子どもたちに今、必要な保育を実施してまいりました。

また、今後も適切な感染症対策を実施しながら、新しい生活様式の実践などにより保育園運営に努めてまいります。

保護者の皆様におかれましても、日頃から感染症予防対策に御協力をいただいているところですが、お子様の安全と、保育園が安定的かつ継続的に開園し保育を行っていくために、改めまして下記の注意事項について御理解と御協力をいただき、引き続き各御家庭における感染症対策を図っていただきますようお願いいたします。

記

1 保育園に限らず、大勢の人が活動する場所は御自宅と比べて感染の可能性が高まります。このため、御家庭での保育が可能な日は保育園をお休みし、御自宅でお過ごしいただくよう御協力をお願いいたします。

なお、今回は緊急事態宣言期間中に実施した登園自粛による保育料の還付はいたしません。都内の感染状況を鑑み、御理解と御協力をいただきますよう重ねてお願いいたします。

2 保育園への送り迎えの際は、保護者の方もマスクを着用していただくよう御協力をお願いいたします。

3 お子様の熱が37.5度以上の場合に限らず、普段と比べて息苦しさ

や強いだるさ等の症状が見受けられる場合には、保育園をお休みさせ保健所やかかりつけ医にお問い合わせください。

- 4 病後の登園は、熱が下がってから24時間以上経過した後としてください。
- 5 本人および同居親族の体調が優れない場合（発熱、強い倦怠感、味覚異常、いつもとは異なる咳等）も、保育園をお休みさせてください。
- 6 保育園で感染者（園児、職員）が出た場合は、保健所の指導に従い一定期間休園となる可能性があり、その際は、代替保育の実施はございませんので、あらかじめ御了承願います。

また、濃厚接触者は、2週間程度の自宅での経過観察が必要となる場合がありますので、感染症拡大防止に御協力をお願いいたします。

7 問合せ先

青梅市子ども家庭部子育て推進課

22-1111（代表）

（内線）保育・幼稚園係 2146、2147

施設給付係 2145

以上